

# 不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針 (2017年5月23日公表)

産業構造審議会通商政策部会不公正貿易政策・措置調査小委員会が本日公表した2017年版不公正貿易報告書は、WTO協定を始めとする国際ルールに照らして疑義がある主要国の貿易政策・措置につき、広範な指摘を行っている。

同報告書も言及しているように、WTOの紛争解決手続(DS)は、措置の是正を勧告するに留まらず、勧告の履行の監視手続や履行されない場合の対抗措置等も備えていることから、DSによる勧告の履行率は高く、WTOルールの実効性の維持に貢献している。1995年のWTO発足以来、DSが活用された案件は524件に上る。

我が国は、ルール不整合な他国の措置による自国の不利益を解消すること、また、ドーハ・ラウンド交渉が停滞する中で先例の蓄積によってルールを発展させることを目指して、DSを積極的に活用してきた。我が国が当事国として協議を要請した案件は23件あり、近年では対新興国の案件が多い。係争中の4件を除く19件のうち、18件は我が国の主張に沿った解決がなされている。

経済産業省としては、引き続きDS等を活用しながら積極的に個別案件の解決を図る方針であり、2017年版不公正貿易報告書で指摘された案件については、特に以下の案件に優先的に取り組むこととしたい。各案件の詳細は、参考部分に掲載する。

なお、本年については、2月の日米首脳会談を踏まえた4月の日米経済対話、及び世耕経済産業大臣及びロス米商務長官間の会談で一致した、第三国の不公正な貿易慣行の是正に向け通商ルールの執行(エンフォースメント)に関する日米協力の推進、並びに経済産業省において体制強化のために設置した「通商法務官オフィス」について掲載し、取り組むこととしたい(2.参照)。

## 1. 個別案件

### (1) WTO 紛争解決手続の開始も視野に二国間・多国間協議を通じて問題解決を図るもの

- 韓国：ステンレススチール棒鋼に対するサンセット・レビュー(アンチ・ダンピング(AD)措置の継続に係る期末審査)
- 中国：AD措置の不適切な制度・運用
- 中国：銀行業IT機器セキュリティ規制
- 中国：サイバーセキュリティ法
- 米国：サンセット・レビュー手続及び不当に長期にわたる対日AD措置

### (2) WTO 紛争解決手続を開始したもの

- インド：熱延コイルに対するセーフガード(SG)措置
- 韓国：空気圧伝送用バルブに対するAD課税措置
- ブラジル：自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置

### (3) WTO 勧告の早期履行を求めていくもの

- アルゼンチン：幅広い品目に対する輸入制限措置

- 米国：ゼロイング（AD 税の不適切な計算方式）（ターゲット・ダンピングを通じたゼロイングの濫用を含む）
- 米国：バード修正条項に基づく通関済物品からの AD 課税及び相殺関税収入の米企業向け分配

（参考）2017 年「不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針」に掲げた個別貿易政策・措置の詳細

本年の「経済産業省の取組方針」に掲げた個別貿易・措置の詳細は以下のとおり。

(1) WTO 紛争解決手続の開始も視野に二国間・多国間協議を通じて問題解決を図るもの

- 韓国：ステンレススチール棒鋼に対するサンセット・レビュー（アンチ・ダンピング（AD）措置の継続に係る期末審査）

韓国政府は、2016 年 6 月、日本製ステンレススチール棒鋼を対象としたサンセット・レビューを開始し、2017 年 2 月、韓国政府は、最終決定に向けた中間報告書を公表した。

日本製の輸入品は高付加価値品で構成されており、他の調査対象国であり輸入量が増大しているインドの製品とは使用目的や価格帯が異なることから、累積して韓国国内産業に対する影響を評価することは適切でない。また、韓国のステンレススチール棒鋼の輸入は、調査対象国でない中国、台湾などの国からの輸入量が大きく増加している一方で、日本は、対象除外品目中心の輸入であって、対象製品の輸入はほとんどない。したがって、日本製品に対する AD 措置を継続しなければ損害が存続又は再発する可能性があるとはいえず、当該サンセット・レビューは AD 協定第 11.3 条違反の可能性が高い。

我が国は、2016 年 10 月の WTO・AD 委員会において国際ルール上の懸念点について指摘を行い、措置の長期化に深い懸念を表明するとともに、2016 年 11 月、公聴会においても、同趣旨の発言を行ったところである。引き続き、二国間協議、WTO・AD 委員会及び多国間会合の場等を活用しつつ、制度の是正を促していく。

- 中国：AD 措置の不適切な制度・運用

中国政府は、1995 年以降、2016 年 6 月末までに 231 件の AD 調査を開始しており、そのうち我が国産品が対象に含まれる案件は 43 件であり、うち 32 件について AD 措置が発動され、うち 19 件については 2016 年 6 月末現在で AD 課税が継続している。

中国の措置については、損害・因果関係の認定が客観性に欠けるなど、AD 協定に整合的でない点が見られる。我が国は、これまで中国調査当局に対する政府意見書の提出や中国政府関係者との協議、公聴会への参加、WTO・AD 委員会等の様々な機会を活用し、我が国の意見を伝えるとともに、改善の申入れを行ってきた。

中国の AD 調査手続については、米国及び EU も懸念を有している。我が国、米国及び EU は、自国製品に対する中国の AD 措置をそれぞれ WTO 紛争解決手続に付託し、かつ、他国の案件では第三国として互いの主張を支持する意見書を提出するなどして、協力し

て取組を進めている。

**【参考】中国のAD措置に関するWTO紛争解決手続案件**

申立国	対象製品	DS番号	審理状況
日本	高性能ステンレス 継目無鋼管	DS454	2013年5月にパネルが設置され、2015年2月に公表されたパネル報告書は、損害及び因果関係の認定の一部や手続について中国の違反を認定。2015年10月に公表された上級委員会報告書は、損害及び因果関係の認定の瑕疵について、我が国の主張を全面的に認めた。
米国	方向性電磁鋼板	DS414	2012年11月、米国の請求を認めるパネル・上級委員会報告書が紛争解決機関(DSB)で採択されたものの、2013年7月に中国が決定を行い、AD課税措置を維持。これを受けて履行確認パネルの審理が行われていたが、2015年7月に公表されたパネル報告書は、米国の主張を概ね認め、中国の履行はWTO協定に整合しないと判断。なお、同公表に先立つ2015年4月に課税措置終了。
	鶏肉	DS427	2013年9月、米国の請求を認めるパネル報告書がDSBで採択された。中国から履行完了の通知がなされたものの、米国から履行が不十分であるとの反論があり、履行確認パネルが設置された。
	自動車	DS440	2012年10月にパネルが設置され、2014年6月に米国の請求を認めるパネル報告書がDSBで採択された。中国は、パネル審理中の2013年12月にAD課税措置を撤廃。
EU	X線セキュリティ 機器	DS425	2013年4月、EUの請求を認めるパネル報告書がDSBで採択され、2014年2月に中国がAD課税措置を撤廃。
	高性能ステンレス 継目無鋼管	DS460	2013年8月にパネルが設置され、2015年2月にパネル報告書が公表。上記日本案件と共通する論点のほか、ダンピング及びダンピング・マージンの認定についても中国の違反を認定。2015年10月に公表された上級委員会報告書は、ダンピング及びダンピング・マージンの認定に関するパネル判断を支持するとともに、損害・因果関係の認定の瑕疵について、日EUの主張を全面的に認めた。

● 中国：銀行業 IT 機器セキュリティ規制

中国政府は、2014年9月、「情報セキュリティコントロール技術の応用による銀行業のネットワークセキュリティと情報化に関する指導的意見」（以下「指導的意見」という）を公表、同年12月、指導的意見を受けたガイドラインをごく限られた一部の利害関係者に対してのみ公開した。また、2015年2月、当該ガイドラインの補足説明を公表した。これら指導的意見やガイドライン等を通じて、最終的に、①中国銀行業における安全かつ制御可能な情報技術の採用比率を2019年までに75%に引き上げ、②中国銀行業に対するネットワークセキュリティ監査基準を構築し、銀行業専用の情報

技術と製品のセキュリティ検査を強化することが目標とされている。

これらの規制が今後どのように実施、運用されていくかを注視する必要があるが、仮に中国国内の知的所有権（中国民間人等が所有）に基づく基幹技術を用いた製品を使用することや、中国独自基準による評価・認証が義務付けられている場合には、WTO協定に整合しない可能性がある。

このため、中国の本規制策定の動きを受けて、我が国は、2015年3月、中国政府へ我が国の懸念を申し入れ、同年3月以降のWTO・TBT委員会において、米国、EU及びカナダと共同で本件に対する懸念を表明している。これらの我が国を含む関係国や関係業界による働きかけもあり、中国は当該セキュリティ規制を延期することとなった。

我が国は、引き続き、関係国・関係事業者と協力し、二国間協議やTBT委員会を含む各種委員会や多国間会合の場等を活用しつつ、制度の是正を促していく。

## ● 中国：サイバーセキュリティ法

中国政府は、2016年11月、「サイバーセキュリティ法」の成立を発表した。本法では、ネットワーク基幹製品、サイバーセキュリティ専用製品は、関連の国家規格や業界規格に従い、販売時にはセキュリティ認証を得る必要があると規定されているため、製品に関する強制規格や適合性認証手続きが定められるものと考えられるが、本法に基づく規制についてはTBT通報がなされておらず、WTO・TBT協定第2.9.2条に違反すると考えられる。なお、当該規格が国際規格に基づかない場合や、「サイバー空間の主権及び国家安全の維持」という目的と、規格や認証など具体的な措置との関係において、措置の内容が目的に比して必要以上に貿易制限的な場合は、TBT協定第2.4条、第2.2条に違反する可能性がある。

また、重要情報インフラの運営者が保有する個人情報等の定義が不明確であり、アクセスデータ等を含んだデータを国内保存する場合、マーケティング活動の問題となり得ることや、当該データの海外持ち出しも、具体的な措置の内容が、個人情報保護のために必要な範囲を超えて規制がなされる場合には、GATSの内国民待遇義務違反となる可能性がある。

法案段階より、我が国のみならず諸外国政府や業界団体等から中国政府に対してパブリックコメントへの意見書が提出され、上記懸念を表明しているが、成立後のサイバーセキュリティ法には、日本政府等からの意見内容の多くが反映されていない。本法の施行は、2017年6月を予定していることから、今後も本法に基づく規則の策定動向を引き続き注視するとともに、引き続きWTO・TBT委員会や二国間協議等の機会を捉えて中国に対し是正を促していく。

## ● 米国：サンセット・レビュー手続の運用及び不当に長期にわたる対日AD措置

AD協定上、サンセット・レビュー手続において継続の必要性が認められない限り、AD課税は原則5年間で失効（サンセット）すると定めるが、米国の運用では、国内企業からのレビュー申請がある限り措置が継続される実態となっている。

米国政府は、2016年6月末現在、日本製品に対して15件のAD措置を課しているが、最長の措置は35年以上継続しており、5つの措置については20年以上継続している。これにより、日本企業の輸出意欲が減退しているばかりか、米国の輸入者及びユーザ

一に負担を強いる結果となっている。例えば、日本製の鉄鋼製品の一部は品質・信頼性が高く、米国のユーザーから支持を得ているが、AD 措置のために他国製品を購入せざるを得ないとの指摘もある。

このため、我が国は、日米経済調和対話や累次の WTO・AD 委員会等の場において措置の早期撤廃を要請しているところである。引き続き、米国のサンセット・レビュー手続の運用改善及び不当に長期にわたる対日 AD 措置の早期撤廃に向け取り組んでいく。

## (2) WTO 紛争解決手続を開始したもの

### ● インド：熱延コイルに対するセーフガード（SG）措置

インド政府は、2015年9月7日、熱延コイルに対するSG調査を開始し、わずか2日後の同年9月9日に暫定措置を発動する旨の決定を行い、2015年9月14日から暫定措置による課税を開始した。2016年3月、インド政府は暫定措置の開始から起算して2年6か月間のSG措置を発動する旨の官報告示を行った。

WTO協定上のSGの発動要件として、GATT第19条1項(a)に規定する「この協定(注：GATT)に基づいて負う義務の効果」としての輸入増加について明示する必要があるが、インドの当局は調査報告書においてこれを明示していない。また、GATT第19条1項(a)によれば、輸入の増加がGATTに基づいて負う義務の効果として生じていることが必要であり、日本・インド包括的経済連携協定（日印CEPA）による関税譲許の効果として生じている輸入増加をWTO協定上のSGの発動要件として考慮してはならないが、調査報告書によればインド当局は日印CEPAによる日本からの輸入増加を考慮していると考えられる。

さらに、インドの調査報告書において、中国の過剰生産やインド国内での需要増加等の事実をGATT第19条1項(a)に規定する「事情の予見されなかった発展」として認定しているが、これらの事実は需給関係の変化であって輸入品と国産品の双方に同じく影響し、国産品の競争条件に不利な変更を生じさせるものではないため、「事情の予見されなかった発展」には該当しない。

上記から、インド当局はGATT第19条1項(a)に規定する発動要件を適切に認定していないと考える。

また、インド当局は、SG協定に規定するその他の発動要件も適切に認定していないと考えられ、本件措置に係る手続においても、WTO通報に係る通報内容に不備がある等協定整合性に疑義がある。

我が国は、2015年9月の調査開始以降、本件に関するインドの動向を注視して、意見書の提出、二国間協議の実施及び公聴会への参加を実施した。調査期間中に提出した意見書では、本件措置がWTO協定に違反する可能性を示唆し、調査において適切な認定が行われるよう要請した。しかし、インドは調査後に本件措置を発動し、その後も改善が見られないことから、我が国は、2016年12月、WTO協定に基づく協議を要請し、2017年3月にパネル設置を要請、同4月にパネルが設置された。

我が国は、パネル手続の中で、インドに対し本件措置の撤廃を求めていく。

## ● 韓国：空気圧伝送用バルブに対する AD 課税措置

韓国政府は、2014年2月、韓国国内企業からの申請を受けて、日本からの空気圧伝送用バルブに対する AD 調査を開始した。2014年4月及び10月の WTO・AD 委員会において、我が国は、調査対象製品に競合しない製品が含まれているため、損害及び因果関係等の要件について、韓国調査当局は慎重な検討をするべきであると主張するとともに、調査対象企業の意見を十分に考慮して適切な決定がなされることを強く要望した。また、2014年10月に本件 AD 措置に関して韓国調査当局が主催した公聴会においても、日本国政府から同趣旨の発言を行った。それにもかかわらず、韓国政府は、2015年1月に、損害及び因果関係等を認定し、2015年8月には課税を開始した。その後も、我が国は韓国政府に対し、AD 協定不整合な本件 AD 措置の撤廃を求め、二国間の対話による解決を図ってきたが、解決に至らなかったため、2016年3月、本件 AD 措置について、WTO 協定に基づく二国間協議要請を行った。協議結果を踏まえ、同年6月、我が国は WTO に対し、本件 AD 措置について、パネルでの審理を要請し、同年7月、パネルが設置された。

本件 AD 課税措置は、韓国側が、輸入品が国内品の価格に対して影響を与えていること（AD 協定第 3.1 条、第 3.2 条）に関する説得的な説明を行っておらず、ダンピングによる国内産業への損害及び因果関係（AD 協定第 3.1 条、第 3.2 条、第 3.4 条及び第 3.5 条）の認定上の瑕疵があり、また、重要事実開示（AD 協定第 6.9 条）等の調査手続上の瑕疵があると考えられ、AD 協定に違反する可能性が高い。

我が国は、パネル手続の中で、韓国に対し措置の是正を求めていく。

## ● ブラジル：自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置

ブラジル政府は、2011年9月、国産自動車及び輸入車に対して工業品税（IPI）を 30%引き上げた。ただし、製造者が①メルコスール域内の現地調達比率が 65%以上であること、②ブラジル国内で組立て、プレスなど 11 ある自動車生産工程のうち 6 工程以上を実施していること等の要件を満たして「認定企業」となることにより、追加の IPI が免除されるとされていた。

本制度は 2012 年 12 月までの暫定措置とされていたところ、2012 年 10 月には、ブラジル政府は、これに代わる新たな自動車政策（イノバール・アウト）を発表した。新制度は、2013 年より 2017 年までの 5 年間、自動車に対する IPI の 30%引上げを継続するとともに、自動車メーカーに対し、所定の燃費基準の達成や現地での生産工程の実施等を条件として、国内での自動車部品の調達費用等に応じて「IPI クレジット」を与え、これによる IPI の減免（相殺）を可能とするものである。また、自動車分野に加えて、ブラジル政府は、情報通信機器など幅広い分野に対して、ローカルコンテンツ要求を関連付けた優遇税制措置を導入し、ブラジル国内における一定の製造工程の実施、国産部品の使用、国内での研究開発投資等を条件に、IPI を含む各種税金・負担金の大幅な減免を認めている。さらに、2014 年 8 月、ブラジル政府は、自動車部品メーカーに対し自動車部品の原産地に関する報告を義務付けるとともに、一次部品のみならず二次・三次部品のローカルコンテンツ率が基準に満たない場合には前述の IPI クレジットを減額する措置を採択するなど、自動車部品に対するローカルコンテンツ・ルールの厳格運用を進めている。

これらの政策は、輸入部品を国産部品と比べて不利に扱っており、GATT 第 3 条（内国民待遇義務）等に抵触する可能性が高い。

我が国は、2012 年 5 月及び 11 月、経済産業大臣よりブラジル開発商工大臣に対し、WTO 協定への抵触の可能性を指摘した。2014 年 9 月に開催された日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会においても、我が国より懸念を表明するとともに情報提供等を要請した。また、WTO 物品理事会及び TRIMs 委員会において、累次にわたり、米国、EU 等とともに懸念を表明してきた。

しかし、その後も措置の改善が見られないことから、我が国は、2015 年 7 月 2 日、自動車や情報通信分野の税制優遇措置等について WTO 協定に基づく協議を要請し、9 月 17 日にパネル設置を要請、同月 28 日にパネルが設置された。本件については、我が国に先行して、2013 年 12 月、EU がブラジルに対して WTO 協定に基づく協議を要請、2014 年 12 月にパネルが設置されており、我が国は、EU と同一のパネル手続の中で、ブラジルに対し措置の是正を求めていく。

### (3) WTO 勧告の早期履行を求めていくもの

#### ● アルゼンチン：幅広い品目に対する輸入制限措置の是正

アルゼンチン政府は、2008 年以降、①非自動輸入ライセンス制度、②輸入事業者に対する輸出入均衡要求（例えば、1 ドルの輸入を行う条件として、1 ドルの輸出を求める措置）、追加的な輸入許可制度としての③輸入者に輸入品について事前申請を求める事前輸入宣誓供述制度（DJAI）、という一連の輸入制限措置を導入した。

これらの輸入制限措置は、許可要件等が具体的に示されておらず、当局の裁量によって恣意的に運用されていることから、GATT 第 11 条「数量制限の一般的禁止」等に違反するものであり、我が国は、2012 年 8 月、米国及びメキシコと共に WTO 協定に基づく協議要請を行い、同年 12 月、米国及び EU と共にパネル設置を要請した。2014 年 8 月に公表されたパネル報告書は、我が国の主張を全面的に認め、DJAI と輸出入均衡要求等（非自動輸入ライセンス制度はパネル設置直前の 2013 年 1 月 25 日に撤廃されたため、パネルの審理対象から除外された）は、GATT 第 11 条「数量制限の一般的廃止」に整合しないという判断を示した。2015 年 1 月、上級委員会はパネルの判断を維持し、我が国、米国及び EU の主張を全面的に認める報告書を公表した。

我が国、米国及び EU はそれぞれアルゼンチンとの間で 2015 年 12 月末を履行期間とする旨合意したところ、アルゼンチンは、2015 年 10 月に輸出入均衡要求等を行っていない旨を申立国に通知し、同年 12 月に DJAI を撤廃した旨公表したが、同月 DJAI に代わり、新たな輸入ライセンス制度(SIMI)の導入を発表した。SIMI は、自動ライセンス（18,000 品目）と非自動ライセンス（1,400 品目弱）から成る制度となっており、非自動輸入ライセンスについては「申請を 10 日以内に判断する」としつつも「必要な場合には延長できる」と規定されている等、DJAI から改善された点が不明確なことや WTO 協定に整合的な内容となっているか疑義がある。

我が国は、引き続き、アルゼンチンの履行状況について情報収集すると共に、WTO 協定に整合しないと認められる場合は速やかに是正されるよう注視していく。

- **米国：ゼロイング（AD 税の不適切な計算方式）（ターゲット・ダンピングを通じたゼロイングの濫用の是正を含む）**

米国は、AD 手続において、輸出者毎のダンピング率（ダンピング・マージン）を計算する際に、全ての輸出取引ではなく、国内販売価格を下回る価格での輸出のみを考慮し、国内販売価格を上回る輸出取引を考慮しない（国内販売価格との価格差を「ゼロ」とみなす）ことにより、ダンピング・マージンを恣意的に高く算出する方法（ゼロイング）を適用していた。ゼロイングは、ダンピングを行っていない取引を無視する不公平な計算方法であり、ダンピング・マージンの計算方法を定める AD 協定第 2.4.2 条等に違反する。

我が国は、米国のゼロイングについて、2004 年 11 月に WTO 協定に基づく協議要請、2005 年 2 月にパネル設置要請を行い、2007 年 1 月公表の上級委員会報告書では、ゼロイングの WTO 協定違反が認定された。その後、履行確認パネル、上級委員会手続等を経た後、2012 年 2 月に至り、米国は我が国との間で本件紛争の解決に向けた覚書に合意した。この覚書に基づき、同年同月、米国は商務省規則を改正してゼロイングを廃止した。我が国としては、覚書及び改正規則に基づきゼロイングの廃止が徹底されるよう引き続き注視していく。

また、米国は、近年、AD 協定第 2.4.2 条後段が定めるいわゆるターゲット・ダンピング（特定の顧客、地域又は時期に対する安値輸出）の場面では、例外的にゼロイングが許されるとの独自の解釈に基づき、本規定の適用範囲を拡張しながらゼロイングを再開しており、上記ゼロイング禁止の判断が実質的に無効化される懸念がある。既に韓国及び中国がターゲット・ダンピング認定に際してゼロイングが用いられているとして、自国製品に対する AD 措置を WTO 紛争解決手続に付託している（米国 - 韓国製大型住居用洗濯機 AD (DS464) 及び米国 - 中国に対する AD 手続の手法・適用 (DS471)）。我が国は、これらの案件に第三国参加し、ゼロイングの使用は AD 協定に違反すると主張していたところ、米国 - 韓国製大型住居用洗濯機 AD (DS464) のパネル及び上級委、並びに米国 - 中国に対する AD 手続の手法・適用 (DS471) のパネルは我が国の主張に整合する解釈を採用し、米国によるゼロイングを含めたターゲット・ダンピング認定を協定違反と認定した。

我が国は、引き続き、日本製品に対するターゲット・ダンピング認定の有無及びその協定整合性を注視していく。

- **米国：バード修正条項に基づく通関済物品からの AD 課税及び相殺関税収入の米企業向け分配**

米国のいわゆるバード修正条項（1930 年関税法修正条項）は、AD 措置及び相殺関税措置による税収を、当該措置を申立てた米国内の企業等に分配することを規定したものである。

我が国及び EU を含む計 11 ヶ国・地域の申立てに基づきパネルが設置された結果、2003 年 1 月に上級委員会が WTO 協定違反であるとの判断を示し、是正を勧告した。しかし、米国が同条項の改廃を行わないまま 2003 年 12 月の履行期限を徒過したため、2004 年 11 月、我が国及び EU 等 7 ヶ国・地域は対抗措置発動の承認を受けた。

2006 年 2 月、米国において、バード修正条項を廃止する法律が成立した。しかし、

同法の経過規定では、2007年10月1日までに通関した産品に係る税の分配が定められていた。したがって、バード修正条項の廃止後も分配が継続される限りは、WTO協定違反の状態が継続することとなった。こうした状況を踏まえ、我が国は2006年以降、2013年まで毎年、直近年の米国財政年度の分配額に対応してベアリング等の品目に対する対抗措置（追加関税の賦課）を行ってきた。

なお、2014年以降は直近年の米国財政年度の我が国関連品目の分配額が僅少であったため対抗措置は行わず、その権利は留保することとしている。今後も、直近年の米国による分配額を踏まえ対抗措置内容の検討を行う。

我が国は、引き続き、他の共同申立国・地域と連携しつつ、米国に対し速やかに分配を停止し、WTO協定違反の状態を解消するよう働きかけていく。

## 2. 日米でのエンフォースメント協力及び「通商法務官オフィス」の設置

本年2月の日米首脳会談において、日米首脳は自由で公正な貿易のルールに基づいて、日米両国間及び地域における経済関係を強化することで一致し（本年2月10日 日米首脳会談共同声明）、同首脳会談を踏まえた本年4月の日米経済対話、及び世耕経済産業大臣及びロス米国商務長官間の会談では、第三国の不公正な貿易慣行の是正等に向けて、WTO紛争解決手続の活用等を念頭に、通商ルールの執行（エンフォースメント）を日米で協力して進めていくことで一致した。

これを受けて、経済産業省でも、4月18日付けで、「通商法務官オフィス」（General Counsel Office）を設置し、通商弁護士等からなる約20人のチームを組織し、エンフォースメント体制を強化した。

現在進行中の、日米が協力しているWTO紛争解決手続案件としては、いわゆる市場経済国問題等が挙げられる。

今後も、WTO紛争解決手続の活用等を念頭に置いた、日米でのエンフォースメント協力の推進及び「通商法務官オフィス」の充実に、取り組むこととしたい。

以 上